資料３

中野市
公共施設等総合管理計画

（平成 28 年度～平成 37 年度）

（案）

平成 28 年　月

長野県中野市

目　次

策定にあたり・・ １

第１章　本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
１　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２　対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第２章　公共施設等の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
１　公共施設の保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
２　公共インフラの保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

第３章　人口・財政の状況と今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１　総人口と年代別人口の今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２　財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
３　公共施設等の更新等にかかる中長期的な経費見込・・・・・13

第４章　公共施設等総合管理計画に関する基本方針・・・・・・・・・17
１　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
２　取組体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
３　公共施設等の管理に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・17
４　公共施設等の縮減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
５　施設類型ごとの基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
６　フォローアップの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

策定にあたり

本市では、将来にわたり必要な市民サービスを持続的に提供していくためには、既存の公共施設の抜本的な見直しを行う必要があるとして、公共施設の現況や老朽化、利用者数などの状況把握を行うため、平成23年10月に「中野市公共施設白書」を作成しました。この公共施設白書を参考資料として各公共施設の管理運営方法の検討、民間活力の導入、施設の統廃合や他用途への転用などに取り組むため、平成25年12月に「中野市公共施設管理運営方針」を策定し進めてきました。

今後、更なる人口減少、少子高齢社会を迎えるにあたり、市が保有する公共施設全体の将来像を再検討することが必要と考え、平成27年12月に新たな公共施設白書を作成し現状把握に努めました。

本計画は、総務大臣により発せられた「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日　総財務第74号）による計画策定要請を受け、公共施設白書をもととして、公共施設の最適化、また、道路、橋りょう等の公共インフラの長寿命化を図り、今後のあり方について基本的な方向性を示すものとして位置づけます。

また、市の上位計画である「第２次中野市総合計画」の基本理念のもと「中野市公共施設管理運営方針」を包含し、「第３次中野市行政改革大綱」とも連動した横断的な計画とします。

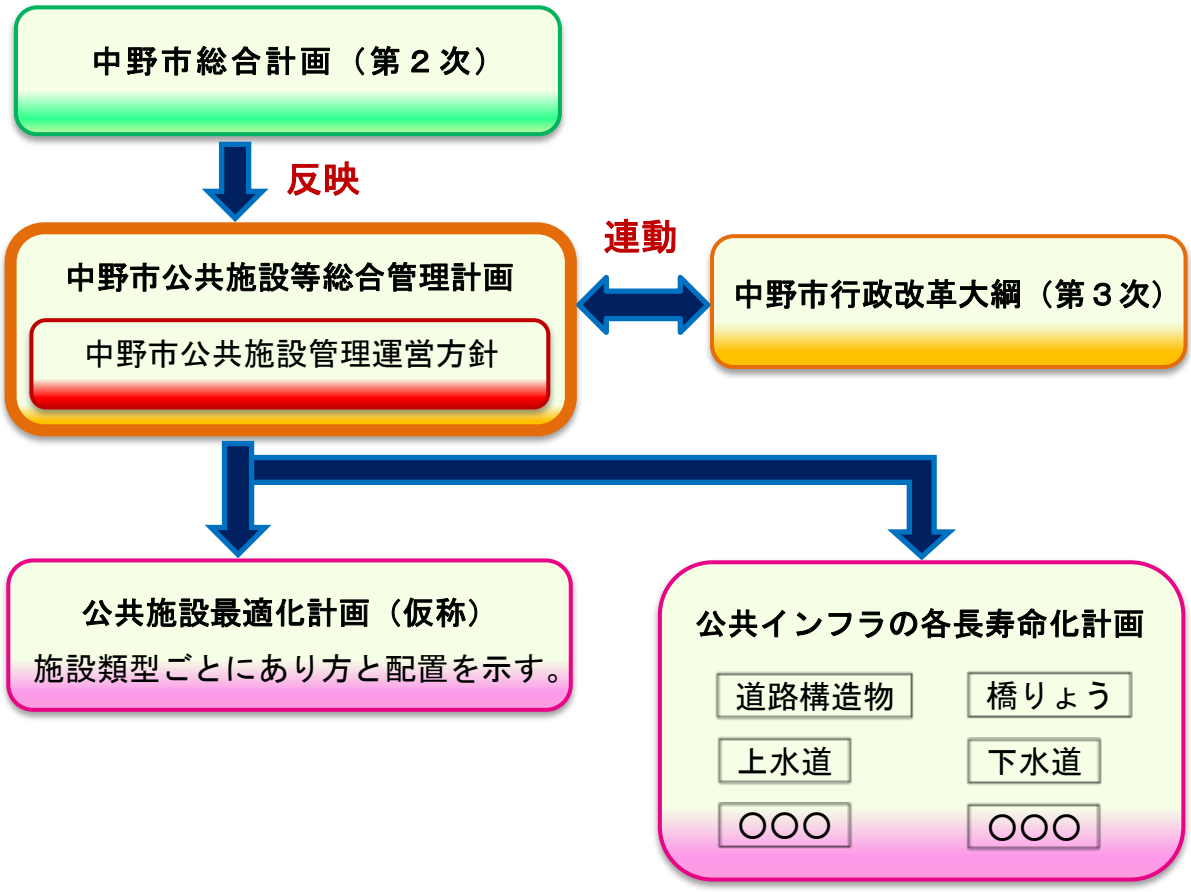

【公共施設】　本計画では、いわゆるハコモノ等の意味で使用。学校、図書館等の公共用財産、庁舎等の公用財産のほか、直接公の目的に供さない普通財産を含む。
【公共インフラ】　本計画では、道路、橋りょう等の土木構造物のほか、上水道、下水道等の公営企業の施設を含めた意味で使用。
【公共施設等】　本計画では、公共施設と公共インフラを含めた意味で使用。

第1章　本計画の概要

1　計画策定の目的

公共施設等については、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造の変化や市民ニーズが多様化・複雑化していることに加え、高度経済成長期やバブル経済時に集中的に整備された施設が多く、今後、老朽化や耐震性不足に伴う改修や更新の時期を迎えます。

一方、財政面では、人口減少に伴う納税義務者数の減少や、平成28年度から普通交付税の合併算定替えの特例措置の縮小により、地方交付税が減少するほか、社会保障関連経費の増加など、一層厳しさを増すことが予想され、これまでのような水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難であり、公共施設等のあり方については、抜本的に見直しを行う必要があります。

このため、本市における公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、マネジメントを徹底することにより、必要な機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等のあり方を実現するために、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

2　対象範囲

本市が保有する公共施設と公共インフラを対象とします。公共施設については、11に分類して現状等の把握や基本的な方針を検討します。

公共インフラについては、道路、橋りょう、上水道施設（管路を含む）、下水道施設（管路を含む）を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

公共施設

① 学校教育系施設（小学校、中学校、学校給食センター）
② 市民文化系施設　（市民会館、公民館、人権センターほか）
③ 社会教育系施設　（図書館、博物館、記念館ほか）
④ スポーツ･レクリエーション系施設（市営野球場、市民プール、温泉施設ほか）
⑤ 産業振興施設（農林業振興施設、商工業振興施設）
⑥ 子育て支援施設（保育所、子育て支援センター、児童クラブほか）
⑦ 保健･福祉施設（高齢者福祉施設、障がい者福祉施設･授産施設、保健施設）
⑧ 行政系施設（庁舎等、消防施設、防災倉庫等、情報センター）
⑨ 市営住宅
⑩ 公園（街区公園、近隣公園、緑地など）
⑪ その他施設（駐車場等、公衆トイレ、教職員住宅、資機材置き場、貸館、霊園、旧中野高校）

公共インフラ

① 道路
② 橋りょう
③ 上水道施設（処理施設･管路）
④ 下水道施設（処理施設･管路）

第2章　公共施設等の現状と課題

1　公共施設の保有状況

大分類	中分類	施設数	建物棟数	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）
学校教育系施設	小学校	11	56	212,399.5	52,659.4
	中学校	4	27	119,693.7	32,181.0
	学校給食センター	3	3	8,756.5	3,888.2
市民文化系施設	集会･文化施設	10	13	26,133.7	11,825.9
社会教育系施設	図書館	4	2	9,168.0	2,709.6
	博物館等	5	19	19,020.2	4,673.8
スポーツ･レクリエーション系施設	スポーツ施設	20	18	182,310.5	11,597.1
	レクリエーション･観光施設	13	20	116,095.1	6,316.9
産業振興施設	農林業振興施設	21	35	21,721.8	8,901.9
	商工業振興施設	6	10	19,424.0	5,452.7
子育て支援施設	保育所等	13	18	53,322.6	13,677.0
	幼児･児童施設	18	10	8,278.8	3,193.5
保健･福祉施設	高齢者福祉施設	5	7	6,604.9	1,995.5
	障がい者福祉施設･授産施設	9	12	11,824.6	4,504.6
	保健施設	2	3	12,740.9	6,450.1
行政系施設	庁舎等	7	16	18,977.2	10,701.0
	消防施設	16	17	5,541.4	1,682.4
	防災倉庫等	13	13	3,224.5	857.4
	情報センター	1	0	0.0	552.9
市営住宅	市営住宅	7	106	56,930.7	16,615.1
公園	公園	48	45	404,202.5	2,603.1
その他施設	駐車場等	13	2	10,168.6	131.1
	公衆トイレ	16	16	3,537.2	221.0
	教職員住宅	11	13	3,158.2	1,397.5
	資機材置き場	4	4	3,978.3	772.6
	貸館	4	4	1,190.6	716.5
	霊園	1	1	11,794.0	27.6
	旧中野高校	1	15	33,329.3	7,979.9
合　計		286	505	1,383,527.2	214,284.9

出典：中野市公共施設白書（平成27年12月）ほか

施設は、維持管理や運営状況などの現状を分析するため、総務省が用いている区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本市の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

平成27年４月１日現在で本市が保有する公共施設は286施設、505棟、延床面積は214,284.9㎡となります。最も広いのは学校教育系施設で88,728.6㎡（41.4%）、次いでスポーツ・レクリエーション系施設で17,914.0㎡（8.4%）、子育て支援施設で16,870.5㎡（7.9%）になります。

【図１】 分類別延床面積の割合

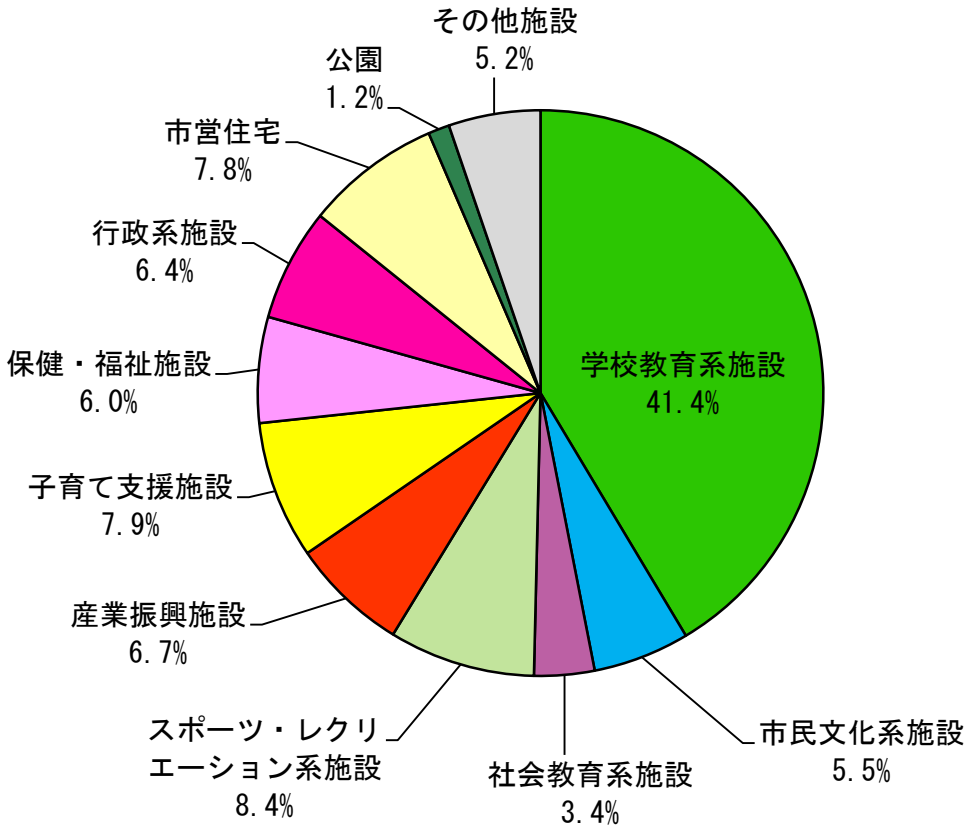

公共施設を整備年度で捉えると、多くは昭和40年代から平成期にかけて建設されており、最も延床面積が大きくなった昭和56年度には、中野・日野・高丘・科野小学校、一本木公園等を整備し、中野保健センターとして利用している旧ショッピングセンターもこの年に建設されました。

築50年以上を経過した建物は32棟あり、特に古い建物は（仮称）山田家資料館の10棟のうち９棟が江戸末期から大正にかけての建築、中野陣屋・県庁記念館では２棟が昭和10年に建てられたものです。

【図２】　年度別整備延床面積（公共施設）

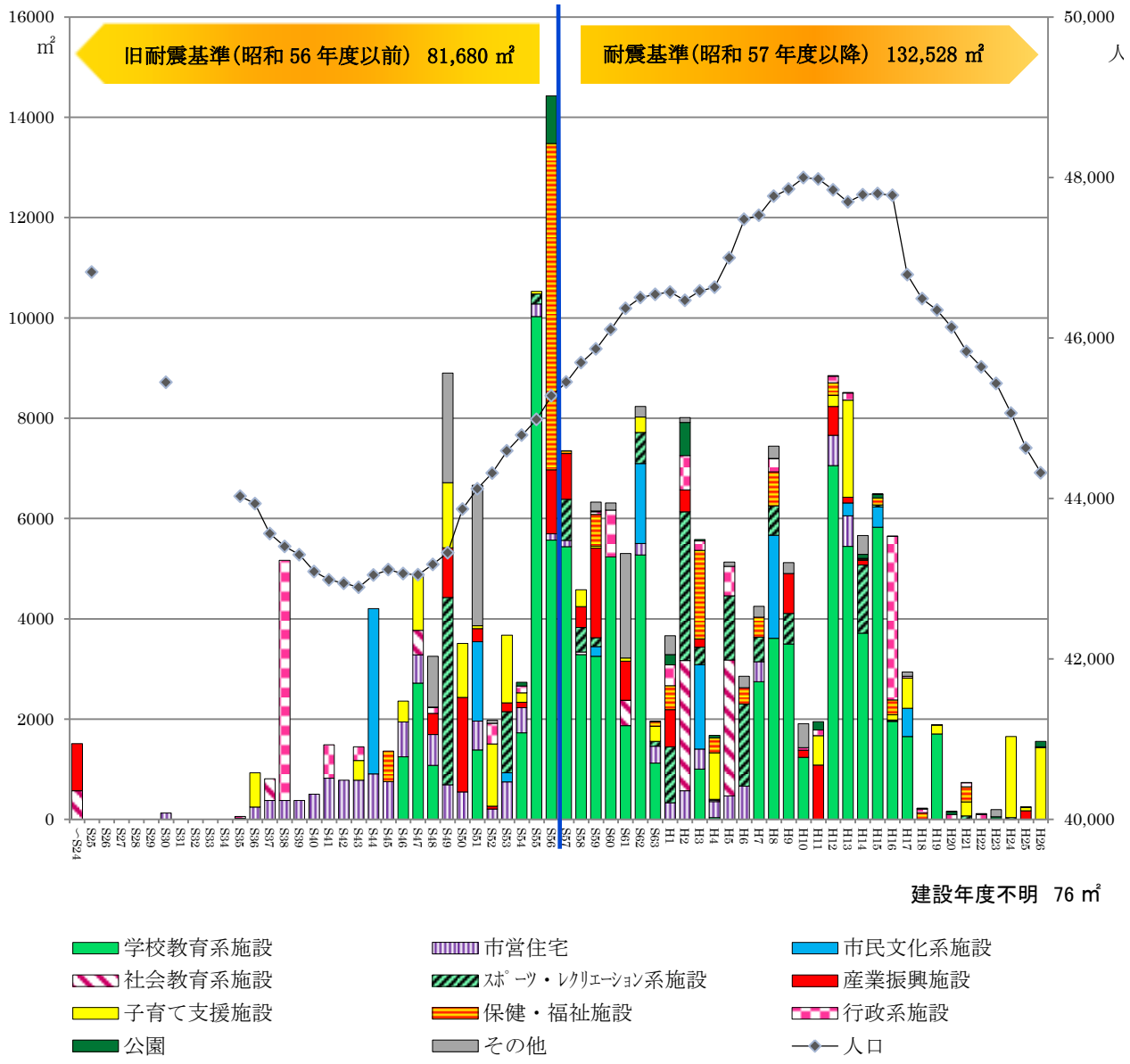

建設年度不明　76 ㎡

学校教育系施設　市営住宅　市民文化系施設
社会教育系施設　ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設　産業振興施設
子育て支援施設　保健・福祉施設　行政系施設
公園　その他　人口

２　　公共インフラの保有状況

⑴　道路

大分類	中分類	総延長（m）	総面積（㎡）
道路	市道	855,719	3,772,797
	農道	27,433	―
	林道	24,224	1,471
合　計		907,376	3,774,268

市道の延長は855,719ｍで、農道・林道を加えた総延長は907,376ｍとなります。
市民１人当たりは20.6ｍとなります。
※自転車歩行者道は延長1,812ｍ（面積5,654㎡）となります。

【図３】　道路別延長

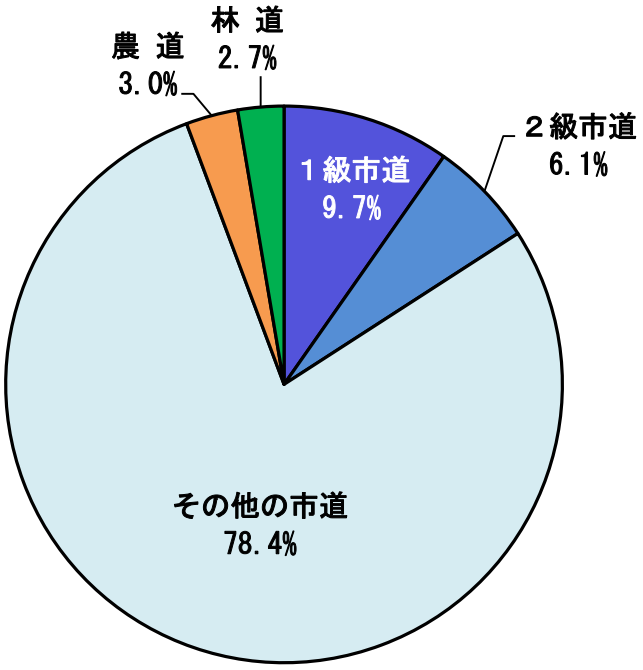

平成 27 年4月1日現在の市の人口は 44,028 人です。

⑵　橋りょう

市は203の橋りょうを保有しており、総延長は2,528m、橋りょう道路部の総面積は15,893㎡となっています。橋りょうの整備状況を年度別にみると、昭和50年度から平成９年度までに多く整備され、それ以降はあまり整備されていないことがわかります。

【図４】　年度別整備数

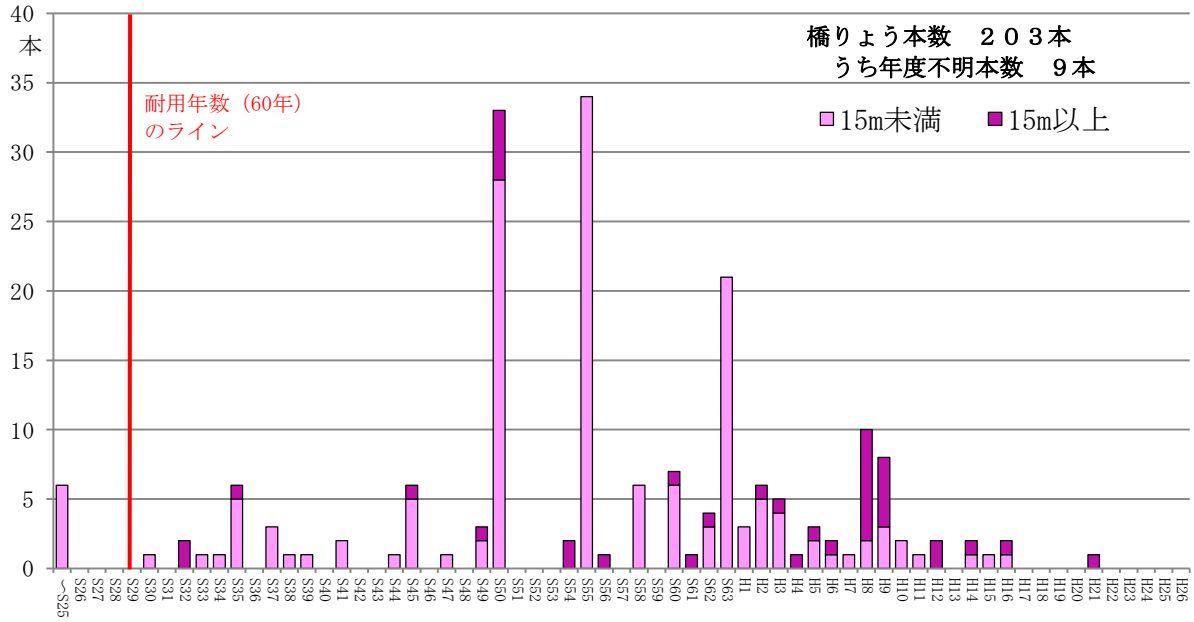

⑶　上水道

①　上水道管路

上水道の管路総延長は平成26年度末時点363,017ｍで、そのうち配水管が322,987ｍと全体の約89％を占めています。

年度別整備状況をみると、下水道整備に合わせて整備・更新したこともあり、昭和55年度以降に集中していることがわかります。

【図５】　年度別整備延長

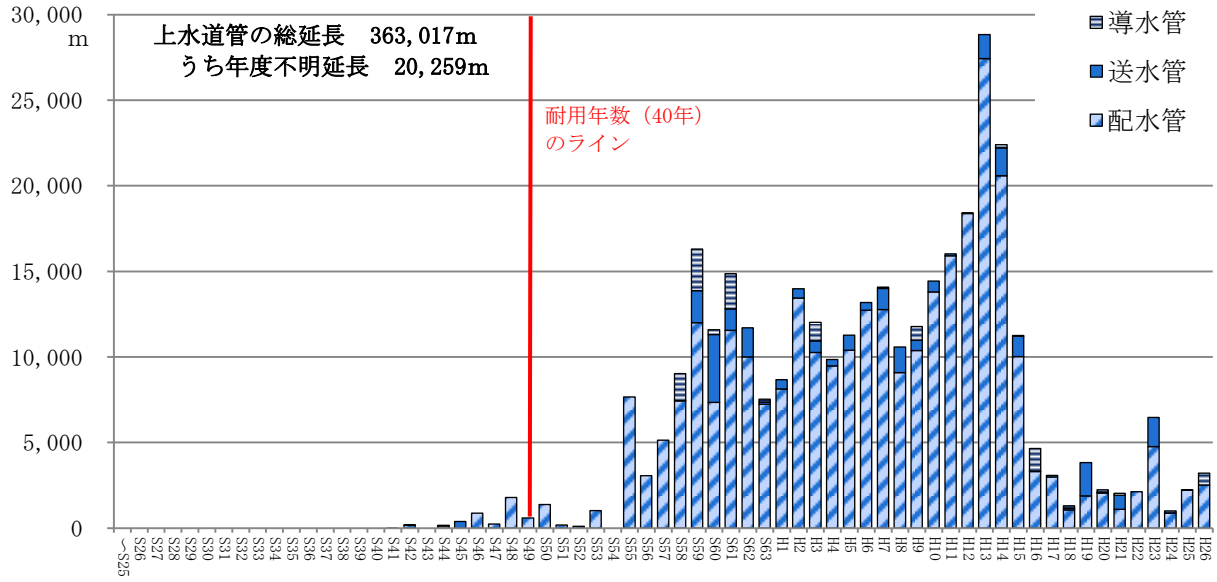

②　上水道施設

大分類	中分類	施設数	建物棟数	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
上水道施設	上水道施設	2	2	10,444.0	1,020.1

本市では、昭和43年に栗和田浄水場、昭和60年度に田麦浄水場を整備しており、その総延床面積は1,020㎡となっています。

浄水場では、水源より取水した水を浄化・消毒し、水質基準に合った水道水として安定的に供給するため、必要なメンテナンスを毎年行っています。

⑷　下水道

①　下水道管路

下水道の管路総延長は平成26年度末時点349,294ｍで、管種では硬質塩化ビニル管が266,532ｍ（76.4%）、コンクリート管が51,459ｍ（14.7%）と、高い割合を占めています。

年度別整備状況をみると、昭和56年度以降、他の公共インフラよりも短期間に整備されたこともあり、更新を迎える時期が集中することがわかります。

【図６】　年度別整備延長

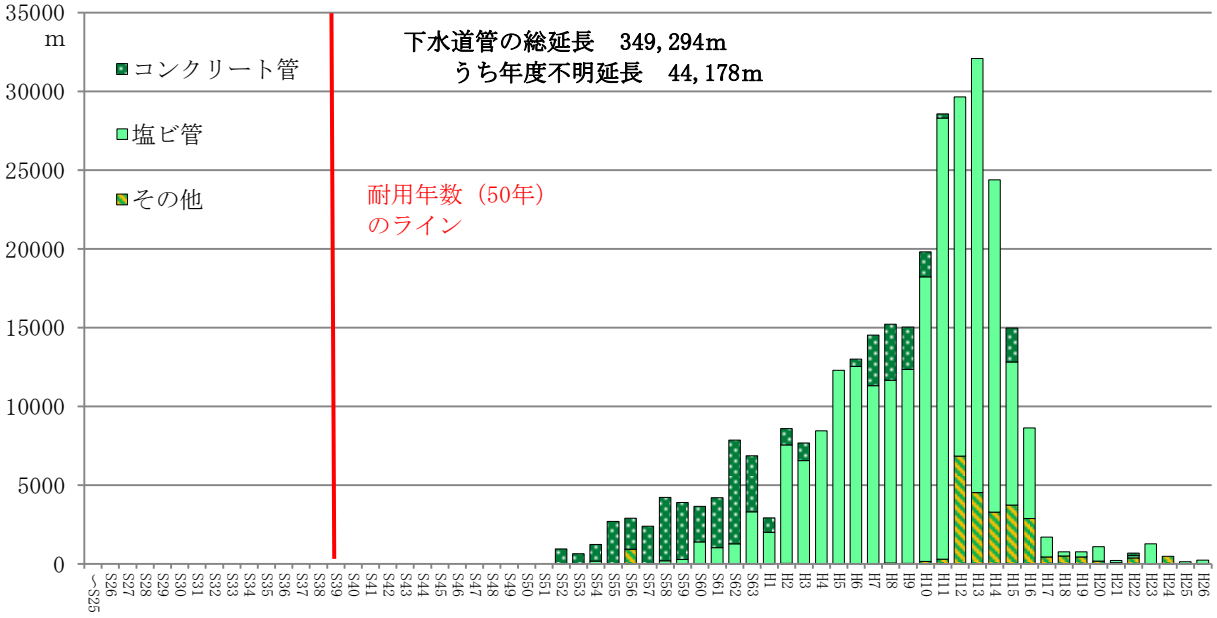

②　下水道施設

大分類	中分類	施設数	建物棟数	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）
下水道施設	下水道施設	4	8	44,113.4	10,512.3
農業集落排水施設	農業集落排水施設	11	16	31,708.6	7,583.7
合　計		15	24	75,822.0	18,096.0

本市には、公共下水道浄化管理センターが４施設、農業集落排水の処理場が11施設あり、その総延床面積は18,096㎡となっています。

浄化管理センターや農業集落排水処理場は、家庭の雑排水をきれいにし、環境基準に合った排水を行うため、建築年数にかかわらず毎年メンテナンスを行い環境を保全しています。

第３章　人口･財政の状況と今後の見通し

１　総人口と年代別人口の今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、本市の人口は、平成12年の47,845人をピークに減少し、平成52年にはピーク時から27.3%減の34,787人になると推計されています。

年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口は、少子高齢化の進展に伴い、平成７年のピーク時、30,384人から平成52年には41.0%減の17,933人と、総人口の減少よりはるかに大きく落ち込むことが予想されています。

【図７】　年齢３区分別人口構成の推移（社人研推計）

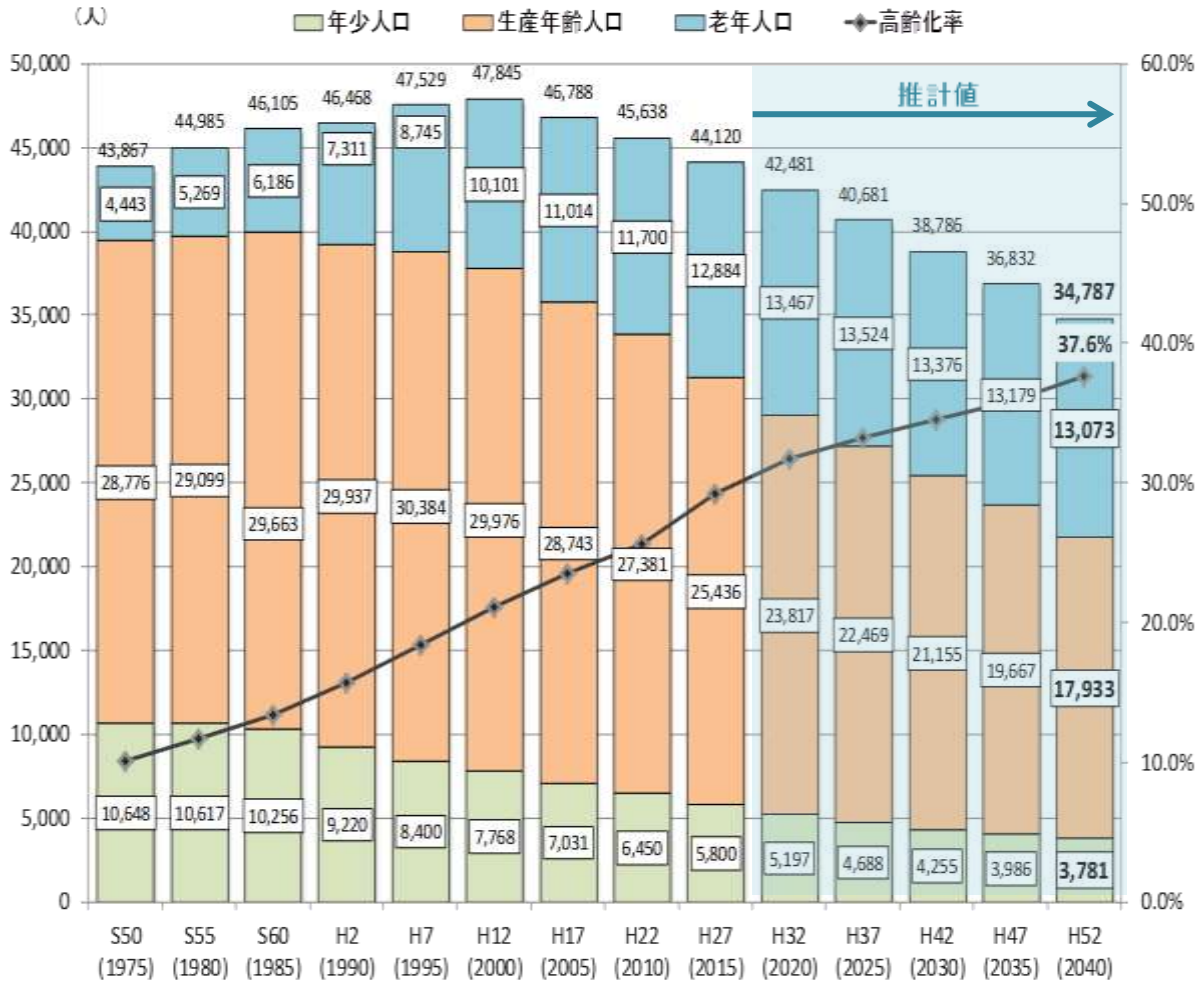

（資料）総務省統計局「国勢調査」、長野県「毎月人口異動調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

※H22 は、合計人口に年齢不詳人口が含まれています。

出典：中野市人口ビジョン

地域別にみると、過去の減少率から見ても豊田地域は中野地域に比べて人口減と少子高齢化が、一層進むものと予想されます。

地域別人口減少状況

中野地域	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	S60年－H22
人口（人）	40,532	40,996	42,292	42,624	41,902	41,139	607
減少率（%）		−1.1%	−3.3%	−0.8%	1.7%	1.8%	−1.5%
生産年齢人口(人)	26,096	26,528	27,253	26,993	25,985	24,856	−1,240
減少率（%）		−1.7%	−2.7%	1.0%	3.7%	4.3%	4.8%

豊田地域	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	S60年－H22
人口(人)	5,573	5,472	5,237	5,221	4,886	4,499	−1,074
減少率（%）		1.8%	4.3%	0.3%	6.4%	7.9%	19.3%
生産年齢人口(人)	3,567	3,362	3,131	2,983	2,983	2,525	−1,042
減少率（%）		5.7%	6.9%	4.7%	0.0%	15.4%	29.2%

出典：国勢調査（総務省）

2　財政状況

(1)　歳入

本市の平成26年度の一般会計の歳入決算額は198.4億円となっています。その内訳は、地方交付税が60.9億円と最も多く、約30%を占めています。次いで、市税が56.8億円となっています。

過去10年間の推移を見ると、平成20年度からは200億円前後で推移しています。市税や地方交付税は横ばいですが、市債や国庫・県支出金は、各年度に行う事業内容により増減しています。

【図８】　歳入決算額の推移（一般会計決算）

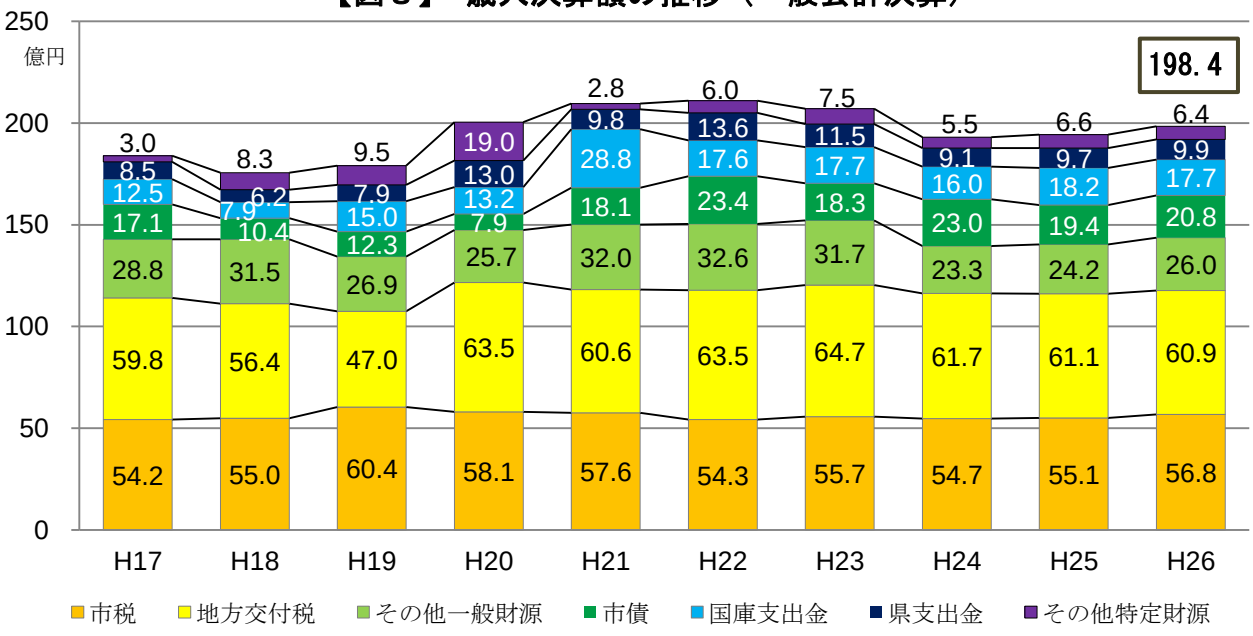

⑵　歳出

本市の平成26年度の一般会計の歳出決算額は195.1億円となっています。その内訳は、物件費が33.0億円と最も多く、約17%を占めています。次いで、人件費が30.9億円となっています。

過去10年間の推移を見ると、歳入決算額と同様に、平成20年度からは200億円前後で推移しています。特に、人件費や投資的経費は減少していますが、物件費、各種手当を含む扶助費は増加傾向にあります。

【図９】　歳出決算額の推移（一般会計決算）

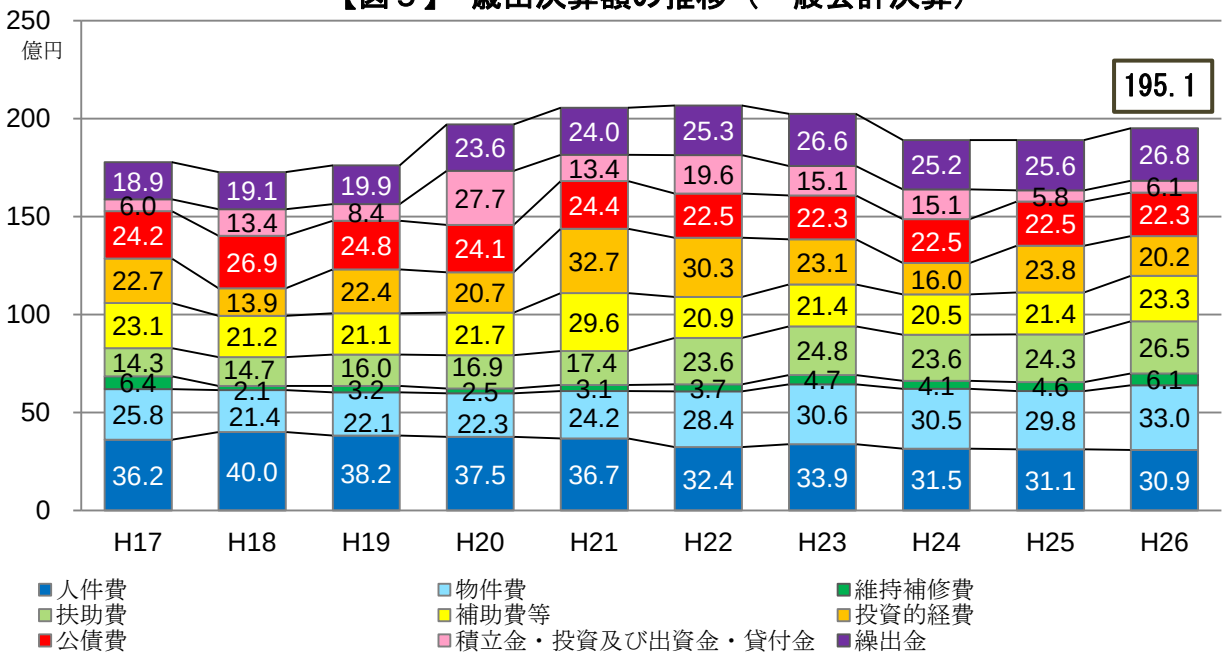

歳出のうち、公共施設の建設や道路などのインフラ整備、用地購入など社会資本の形成に資する経費である投資的経費の内訳を見ると、年間約14億円から33億円弱と年度によって大きなばらつきがあります。

【図 10】　投資的経費の内訳（一般会計）

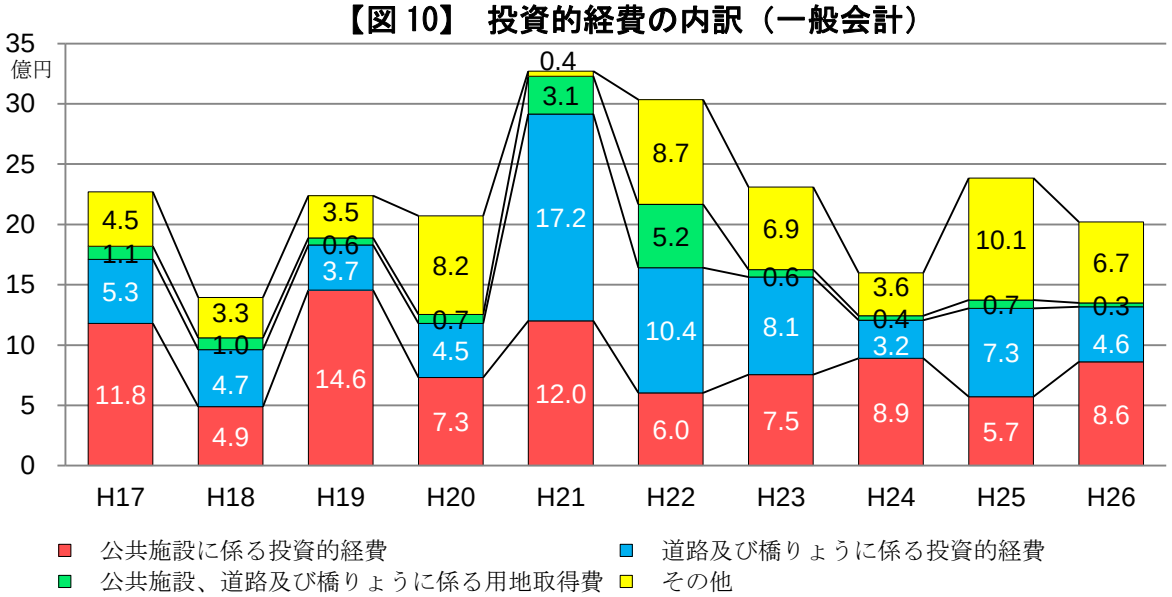

３　公共施設等の更新等にかかる中長期的な経費見込

総務省提供ソフト（試算条件は16ページを参照）を活用し、今後40年間、新たな建設、統廃合等は行わず、現在保有する公共施設等を将来も同規模で更新するとした場合の必要コストを試算したところ、40年間で2,204.9億円、年平均55.1億円となり、過去５年間の投資的経費の年平均額と比べて3.2倍になります。

過去と比べ、今後は３倍以上の投資的経費が必要と推測される一方、生産年齢人口の減少に伴う市民税の減少や扶助費等の増加が予想される中、公共施設等を維持するために必要な投資的経費や維持補修費に充当可能な財源の確保はより厳しくなっていくものと見込まれます。

更新費用の推計

	投資的経費 過去5年実績 単年平均　A	推　計		倍率 B/A
		今後40年累計	単年平均　B	
公共施設	8.1 億円	919.6 億円	23.0 億円	2.8
道路	6.7 億円	473.3 億円	11.8 億円	1.8
橋りょう	0.1 億円	50.1 億円	1.3 億円	13.0
上水道	1.5 億円	354.0 億円	8.9 億円	5.9
下水道	0.6 億円	407.9 億円	10.2 億円	17.0
合計	17.0 億円	2,204.9 億円	55.1 億円	3.2

※各項目の金額と合計は一致しない場合があります。

※投資的経費の過去５年実績には、用地取得費分を含めていません。

⑴ 公共施設の将来負担コスト

公共施設の過去５年間の投資的経費は、年平均8.1億円程度となっています。

一方、今後40年間の更新費用は919.6億円、年平均23.0億円となります。これまでの投資的経費の2.8倍になり、現状では全ての施設の改修や建替えの実施が困難であることが想定されます。

【図 11】 将来の更新費用の推計（公共施設）

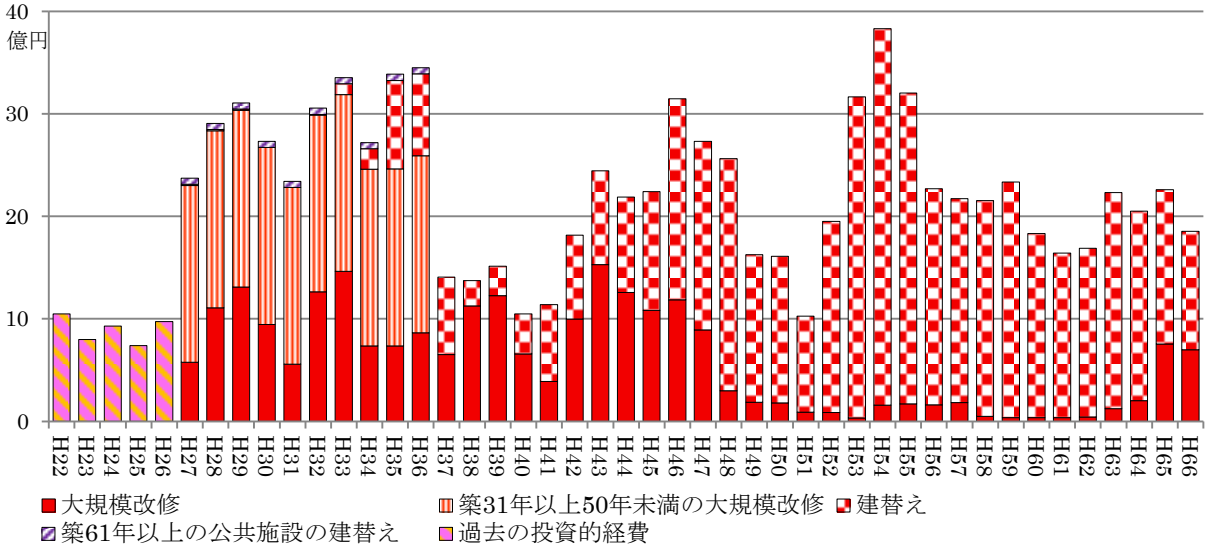

⑵ 公共インフラの将来負担コスト

公共施設と同様に、今後40年間の更新費用を試算したところ、道路においては473.3億円、年平均11.8億円となり、これまでの投資的経費の1.8倍、橋りょうにおいては50.1億円、年平均で1.3億円となり、これまでの経費の13倍となります。

上・下水道においては、直近での大規模な新規整備は想定されないものの、過去の設備投資の多くが短期間に行われたこともあり、更新時期が集中し市民の負担増は避けられません。

このように、これまでの手法では公共インフラをすべて更新することは明らかに不可能であり、更新時期の分散化や管理手法の見直しが必要となります。

【図 12】 将来の更新費用の推計（公共インフラ）

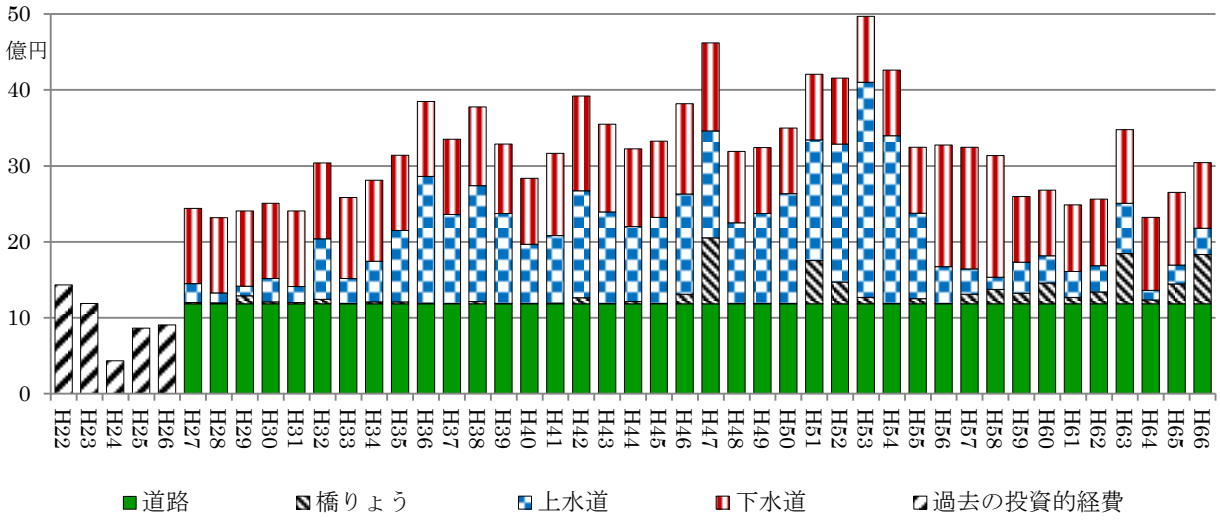

⑶　人口減少による将来負担コスト増

現在保有する公共施設等を今後も維持し続けた場合、市民１人当たりの負担額は過去５年間の平均額38,056円に対し、今後40年間の推計平均額は144,905円で、3.8倍となります。

市民１人当たりの負担額を現状程度に維持するとした場合、公共施設等の７割以上を維持し続けることが出来なくなります。

人口減少を考慮した将来負担の推計

		過去5年平均人口		40年間の平均人口		倍率 B/A
		44,671人		38,025人		
		単年平均	1人当たりA	単年平均	1人当たりB	
投資的経費	公共施設	8.1 億円	18,133円	23.0 億円	60,487円	3.6
	道路	6.7 億円	14,999円	11.8 億円	31,032円	2.0
	橋りょう	0.1 億円	224円	1.3 億円	3,419円	11.6
	上水道	1.5 億円	3,358円	8.9 億円	23,406円	7.0
	下水道	0.6 億円	1,343円	10.2 億円	26,824円	21.3
合計		17.0 億円	38,056円	55.1 億円	144,905円	3.8

※40年間の平均人口は、中野市人口ビジョンに基づく推計値です。

※各項目の金額と合計は一致しない場合があります。

試算条件

		大規模改修		建替え（更新）	
		経過年数	単価	経過年数	単価
公共施設	学校教育系施設	30年 （改修期間２年）	170千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	330千円/㎡
	市民文化系施設	30年 （改修期間２年）	250千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	400千円/㎡
	社会教育系施設	30年 （改修期間２年）	250千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	400千円/㎡
	ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	30年 （改修期間２年）	200千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	360千円/㎡
	産業振興施設	30年 （改修期間２年）	250千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	400千円/㎡
	子育て支援施設	30年 （改修期間２年）	170千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	330千円/㎡
	保健・福祉施設	30年 （改修期間２年）	200千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	360千円/㎡
	行政系施設	30年 （改修期間２年）	250千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	400千円/㎡
	市営住宅	30年 （改修期間２年）	170千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	280千円/㎡
	公園	30年 （改修期間２年）	170千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	330千円/㎡
	その他施設	30年 （改修期間２年）	200千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	360千円/㎡
公共インフラ	道路	—		15年	4.7千円/㎡
	自転車歩行者道	—		15年	2.7千円/㎡
	橋りょう	—		60年	448千円/㎡
	上水道管路	—		40年	管径等に応じ、 97～923千円/m
	下水道管路	—		50年	124千円/m
	上下水道施設	30年 （改修期間２年）	200千円/㎡	60年 （建替え期間３年）	360千円/㎡

改修・更新に係る将来コストの試算にあたっては、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書 平成23年３月（財団法人 自治総合センター）」の算定根拠をもとに、単価等を設定しています。

第４章　公共施設等総合管理計画に関する基本方針

１　計画期間

公共施設等総合管理計画の計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とし集中的に取り組むこととします。

これは、第２次中野市総合計画や第３次中野市行政改革大綱とも連携を図りながら推進すること、また、早期に目標を達成することにより、将来負担の軽減が図られるためです。ただし、取組の進捗状況によっては必要に応じて適宜見直しをするものとします。

２　取組体制

⑴　庁内の連携

本計画の推進は、市長をトップとする中野市行政改革推進本部が中心となり推進します。また、公共施設や公共インフラを管理する各主管課を中心に、全庁的に取り組みます。市の財政や公有財産を管理する財政課と連携を密に、政策情報課が情報の管理・集約を行います。

⑵　職員の意識改革

本計画を推進するため、全職員が市の財政状況と公共施設等の現状を把握し、施設の利用状況や管理経費について常に把握することで、「施設運営」から「施設経営」への意識転換、コスト意識の向上に努めます。

⑶　市民、議会への周知と協力

本計画の実行には、市民・議会等の理解と協力が必要不可欠です。市議会には機会を捉えて説明し、意見を聞くとともに、市民等で組織する中野市行政改革推進委員会の意見を聞いて、幅広く議論を進めていくことが必要です。また、広報、ホームページ等による情報提供を行うほか、パブリックコメントも実施し幅広く意見を聴取します。

３　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等を適正に管理し、現行の公共サービスをできる限り維持していくためには、全職員が共通の課題として、現有施設を良好に保全・活用をするとともに、民間活力を含めた新たな管理手法の導入により、経営資産として有効に運用していく必要があります。また、各施設のデータを集約し、比較、公表することで、市民や議会とも公共施設等のあるべき姿を共有・検討することができ、実効性のある仕組みを構築することができます。

公共施設の管理については、次に掲げる基本的な考えで、戦略的な取組を推進します。

⑴ 長寿命化

今後も維持する公共施設等については、定期的な点検、診断を実施し、計画的な維持補修によって長寿命化を推進します。

また、重大で致命的な損傷となる前に、予防的修繕を実施することにより、安心・安全なサービスの提供に努め、財政負担の軽減と平準化を図ります。

① 点検・診断

公共施設等の維持管理に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じ、日常的な巡視、定期的な点検を行っています。

施設の変状を適時・適切に把握することは、利用者の安全を確保するために必要な措置を講じるうえで必要不可欠ですので、これからも同様に進めていきます。

② 維持管理・修繕・更新等

公共施設等の機能を維持するうえで必要となるメンテナンスは、施設の規模、設置環境、利用状況等によって大きく異なり、過度な対応は管理経費の増大を招き、過小な対応は機能の維持や利用者の安全確保に支障を来す可能性があります。

維持管理に当たっては、各施設の設置環境や利用状況を分析し、将来必要となる機能や、それを維持し続けるためのメンテナンスサイクルを構築するため管理基準を設定します。

更新に際しては、その施設のニーズを精査し、将来の負担を増やさないためにも必要な施設のみを更新します。

道路、橋りょう、上水道、下水道などは、市民生活に必要不可欠なものであり、安全性を確保するとともに適時に適切な維持管理を行います。

③ 安全確保

利用者の安全の確保を最優先とし、点検・診断等により事故の危険性が高い箇所については、老朽化により今後活用する見込みのない施設を除き、速やかに応急処置を実施するとともに、早期に修繕を実施します。

☆☆☆ 策定(予定を含む)している長寿命化計画等 ☆☆☆

・中野市保育所整備計画（平成26年10月改定）
・中野市公営住宅等長寿命化計画（平成22年３月策定）
・中野市橋梁長寿命化修繕計画（平成23年10月策定）
・中野市公園施設長寿命化計画（平成25年３月策定）
・中野市公共下水道長寿命化計画（平成26年３月策定）
　（中野処理区第２処理分区、第３処理分区）
・中野市中野浄化管理センター長寿命化計画（平成27年３月策定）
・中野市中野浄化管理センター第２期長寿命化計画（平成32年３月策定予定）
・中野市土地改良施設インフラ長寿命化計画（平成33年３月策定予定）

⑵ 耐震化

公共施設の多くは、災害時に避難場所としても活用し、庁舎では被害情報の収集や災害対策指示が行われるなど応急活動の拠点となります。

これまでも、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、耐震診断、耐震改修に着手し、耐震対策に取り組んできましたが、今後も、引き続き優先順位を設定し、計画的な耐震化を進めていきます。

⑶ 適正な総資産量の設定

公共施設については、効果的かつ効率的に活用・運用していくため、今後、個別施設の方向性を示す公共施設最適化計画（仮称）を策定し、将来の財政力を見据えながら、適正な施設保有量を設定します。

① 統廃合

統廃合の対象となる施設については、用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能（会議室・ホール等）を持つ施設、稼働率が著しく低い施設を中心に、設置の経過年数も考慮したうえで、統廃合の対象施設として検討します。その際、パブリックコメントや施設利用者への説明会を実施し、統廃合を推進します。

② 機能転換と用途変更

機能転換や用途変更の対象となる施設については、残りの耐用年数が多いもので、設置当初の目的を達成した施設、稼働率の低い施設、その一部に余剰スペースが発生した施設を対象に検討します。その際、パブリックコメントや施設利用者への説明会を実施し、機能転換等を推進します。

③ 複合化と集約化

施設を更新するときは、まず複合化や集約化を検討し、一元的な管理運営を行える体制づくりも検討します。

⑷ 公共施設の管理・転用等のあり方

① 協働の推進

ＰＰＰ(※1)／ＰＦＩ(※2)、指定管理者制度、公共サービスのアウトソーシングなど、民間活力の活用を検討し、機能を維持・向上させつつ、管理運営コストの縮減を推進するとともに、行政サービスの向上に努めます。

② 地域とのかかわり

地域や行政区にこだわらず、公共施設は市民共通の財産です。市民とともに公共施設にかかる問題意識を共有し、課題解決に取り組みます。

また、近隣市町村との共同運用や、サービスの連携が図られるかも検討します。

※1 Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
※2 Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

4　公共施設等の縮減目標

(1)　公共施設の縮減目標の検討

①　将来の人口推計による縮減目標

平成27年８月に策定した「中野市人口ビジョン」では、中野市が目指す平成52年度における目標人口を37,500人としています。平成27年国勢調査（速報値）の43,900人と比較して、25年後には今より約15%減少する見込みとなり、公共施設に対する利用者数も同様に減少することが予想されます。

②　市民１人当たりの公共施設の延床面積による縮減目標

平成25年度の公共施設状況調査(総務省実施)の結果を見ると、公共施設の市民１人当たりの延床面積は5.27㎡で、県内19市の平均と比較すると0.64㎡多い状況です。この平均値程度に縮減するとした場合、他市も同様に公共施設等総合管理計画を策定し公共施設の削減を図っていくことを考慮すると、こちらも現状から約17%縮減する取組が求められます。

③　将来の更新等費用と管理経費による縮減目標

公共施設の将来費用試算結果を見ると、現状の建物保有量のままでいくと、単年度あたり約23億円が必要となります。それに対し、過去５年間の公共施設への投資的経費は平均約８億円となっています。

公共施設の管理運営費は、人件費も含めて平成24年度から平成26年度までの平均で約32億円でしたが、総延床面積を縮減することによってこの経費も一定の削減が可能と推測でき、それらを更新等費用に充当するとした場合の均衡する縮減率は約27%となります。

【図13】　更新等費用と管理経費との均衡縮減

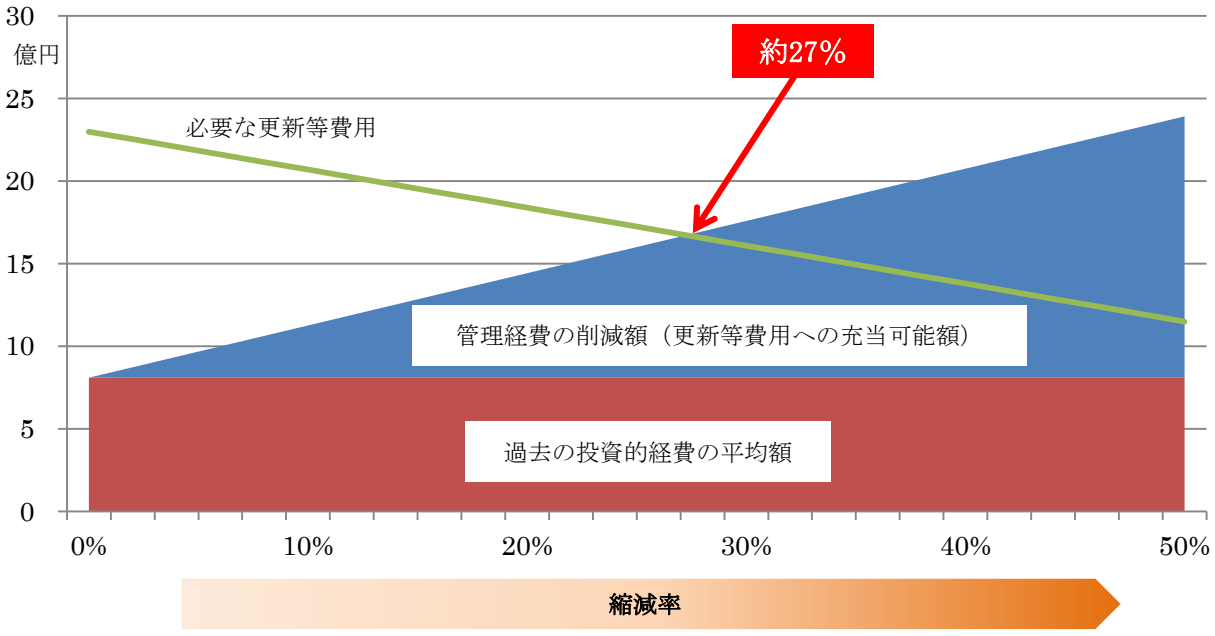

※必要な更新費用と管理経費の削減額は、施設類型に関係なく、一律的に削減されるものと想定して算出しています。

⑵ 縮減目標の設定

公共施設については、人口の減少、市民１人当たりの延床面積による他市との比較、将来の更新等費用等との均衡、どれをとっても縮減していく方向となりました。このため、これらを総合的に判断し本計画期間に延床面積ベースで20%縮減を図るものとします。

次に、公共インフラについては、市民生活に直結する用途であり縮減は困難なため、延長ベースで現状維持とします。ただし、下水道の処理施設は、今後の施設全体を見直すこととしており、対象から除外します。

⑶ 目標達成のための具体的な対策

① 新たに施設を設置する場合は、既存の建物・用地を利活用することとし、新たな建物の建設、用地の取得を行いません。やむを得ず、新設する場合は、同等以上の延床面積、敷地面積を有する建物・用地を縮減します（既存施設の更新を除く。）。

② 既存施設の更新を行う場合は、事前に他施設との複合化又は併設を検討します。複合化等が困難な場合は、用地は市有地を利活用することとし、建物の規模は、将来の人口推計を鑑み、更新前と同等以下の延床面積とします。

③ 施設を廃止し、建物を撤去する場合は、事前にその用地の後利用を検討し、利活用が見込めないときは、その用地を売却します。

④ 施設やインフラの更新・大規模改修を行う際は、国・県支出金、交付税措置がなされている市債を活用し、一般財源の圧縮、費用の平準化に努めます。

⑤ 施設の管理運営には多額の経費を要していることを踏まえ、人件費も含めたトータルコストの削減を図るとともに、新たな収入の確保、近隣市町村の水準に合わせた使用料の設定を行います。

⑥ 民間の土地・建物を賃借している施設は、市有の土地等への移転、民間からの土地等の取得を検討し、経費の削減に努めます。

【 フロー図 】

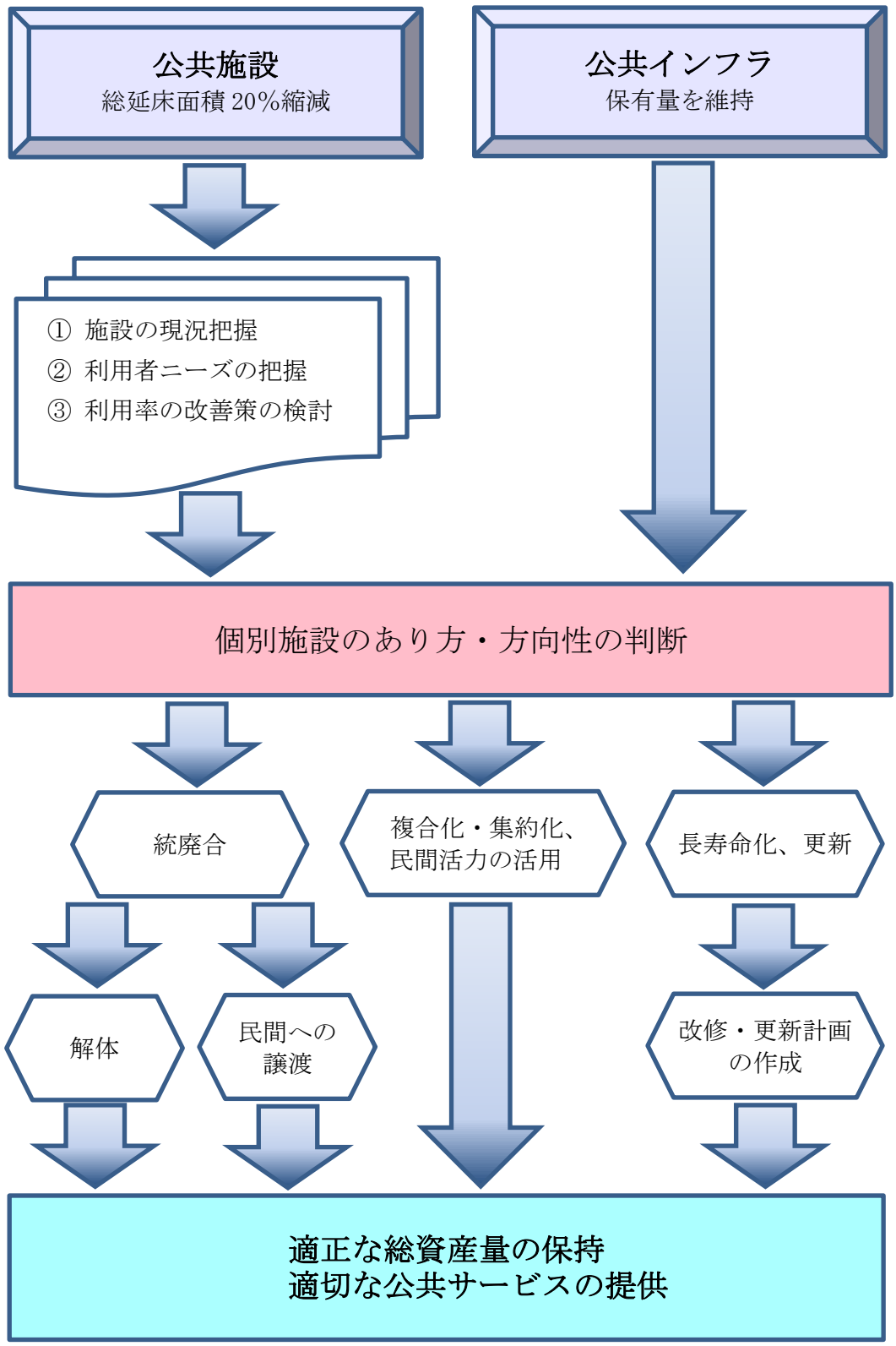
公共施設
総延床面積 20%縮減
公共インフラ
保有量を維持
① 施設の現況把握
② 利用者ニーズの把握
③ 利用率の改善策の検討
個別施設のあり方・方向性の判断
統廃合
複合化・集約化、
民間活力の活用
長寿命化、更新
解体
民間への
譲渡
改修・更新計画
の作成
適正な総資産量の保持
適切な公共サービスの提供

５　施設類型ごとの基本的な方針

⑴　学校教育系施設

小中学校については、今後決定する「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」に基づき適正配置を進めます。適正配置後も存続する校舎等は、計画的な改修、整備を行います。その校舎等に余裕教室が生じたときは、放課後児童クラブ等との複合化・多機能化を進めます。また、統合により利用されなくなった校舎等は、他の公共施設としての利活用を検討します。

学校給食センターについては、児童・生徒及びクラス数の減少に合わせ、施設の集約化を図ります。

⑵　市民文化系施設

公民館等については、現状の機能を維持しますが、利用者の利便性、サービスの向上につながるよう、複合化や効果的な施設運営について検討します。

また、特定の団体や個人など、受益者が限られている施設は、その団体等に譲渡も検討します。

市民会館については、新たに建設する際は、利用者数や管理運営経費の見通しを調査・検討のうえ、適切な規模の施設とします。

⑶　社会教育系施設

図書館については、現状の機能を維持し、更なる利用者の利便性、サービスの向上につながるよう、複合化・民間活力の活用も含め、効果的な施設運営を行います。

博物館等については、施設間の連携を図り、機能・役割分担の見直しを行うことにより、利用者数の増加を図り、効果的な施設運営を行います。

⑷　スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設、レクリエーション施設ともに、社会経済状況や市民ニーズの変化等により、市が保有する必要性や利用者数が低下した施設は、管理運営方法の見直しを行い、市村合併により用途が重複し、利用者数の減少が顕著な施設は、廃止等も視野に検討します。

温泉施設については、指定管理者制度により管理運営をしていますが、近隣市町村にも民間の温泉施設が多くあり、経営状況の悪化も懸念されることから、施設のあり方を早急に検討します。

⑸　産業振興施設

農林業振興施設、商工業振興施設ともに、社会経済状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、市が保有する必要性や利用者数が低下した施設は、管理運営方法の見直しや廃止を検討します。また、特定の団体や個人など、受益者が限られている施設は、その団体等に譲渡することを検討します。

⑹ 子育て支援施設

保育所については、地域の出生数や市全域の配置バランス、民間保育所の整備状況等を考慮しながら「中野市保育所整備計画」を改定し、整備を行います。

また、旧みよし保育園については、他の用途目的での利活用を検討し、利用が見込めない場合は、施設の譲渡や貸付、解体後の土地の売却を検討します。

幼児・児童施設については、既存施設を活用した複合化等、市有の建物等を利用することを原則とします。

⑺ 保健・福祉施設

高齢者福祉施設については、利用者数が減少傾向です。特に、デイサービスセンターは、民間事業者により充足しているため、目的用途の変更、集約化を行います。

障がい者福祉施設については、老朽化した施設もあることから、当面維持活用を図りながら他の代替え施設について検討します。

授産施設については、経費削減のため、指定管理者による管理運営の移行及び施設の老朽化に伴い統廃合を検討します。

保健施設については、有効活用を検討し、目的用途の変更、統廃合を行います。

⑻ 行政系施設

本庁舎については、老朽化と耐震性能などの課題から、現庁舎敷地に建て替えることとします。支所については、機能の一部が本庁舎に移転することから、民間利用も含め、空きスペースの活用を検討し、豊田地域の活性化拠点として機能充実を図ります。

その他の庁舎については、維持管理コストの縮減に努めます。

消防施設については、市消防団の再編結果により、統廃合を進めます。

⑼ 市営住宅

市営住宅については、耐震性がなく老朽化した施設の場合は、ゼロベースで用途の廃止か、建替えを検討します。建替えのときは、利用者のニーズを把握し、適正な管理戸数とします。改修が必要な施設の場合は、平成22年３月に策定した「中野市公営住宅等長寿命化計画」に基づき改修を行います。

⑽ 公園

公園、緑地については、現状の数量、面積を維持しつつ、指定管理者制度の導入や民間に維持管理を委託し、管理運営経費の削減を図ります。また、都市公園の施設や遊具については、平成25年３月に策定した「中野市公園施設長寿命化計画」に基づき改修を行います。

⑾ その他施設

貸付施設については、過去の経緯を考慮し現状を維持しますが、利用者負担の公平性の観点から、貸付料のあり方について検討します。

未利用施設については、他の用途目的での利活用を検討し、利用が見込めない場合は、譲渡・貸付や除却を進めます。併せて、未利用の土地についても同様に検討します。

⑿　インフラ施設

保有量は現状維持とし、既存施設の維持修繕を主として行うこととしますが、既存施設の改良や新たな整備に際しては、国県補助等の特定財源が確保できる場合に限るものとします。

既に長寿命化計画を策定している橋りょうについては、それを基に維持修繕を進めていきます。また、下水道施設については、部分的に長寿命化計画を策定していますが、下水道処理場の統廃合を含め、全体的な構想を今後検討します。

６　フォローアップの方針

⑴　毎年度の進行管理

この計画の実効性を高めるため、公共施設の具体的な再配置を定める公共施設最適化計画（仮称）を今後策定することとし、統廃合、複合化、集約化とした施設については、毎年度、その進行管理を行います。

⑵　計画の見直し

この計画は、計画期間を半分経過した５年後に見直すこととしますが、財政状況等、進行状況によって、随時見直すこととします。

⑶　情報の提供

公共施設の適正配置の検討にあたっては、市民や議会に対し適時情報提供を行い、市全体で認識の共有化を図ります。

中野市公共施設等総合管理計画

平成 28 年　月

編集・発行　中野市 総務部 政策情報課 行政管理係

〒383-8614
長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号
ＴＥＬ　0269-22-2111
ＦＡＸ　0269-26-0349
E-mail　seisaku@city.nakano.nagano.jp